

甘楽町手話言語条例

平成31年条例 第 1 号
平成31年 3月19日公布

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、町、町民、事業者等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の推進に必要な基本的事項を定めることにより、全ての町民が共に生きる地域社会の実現することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を育み、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。

(基本理念)

第3条 ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

(町の役割)

第4条 町は、基本理念にのっとり手話に対する町民の理解を広げ、ろう者が手話による意思疎通がしやすい環境の整備に努めるものとする。

2 町は、この条例の目的及び基本理念に対する町民の理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、県その他の関係団体と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、地域社会で共に暮らす一員として町が推進する施策に協力するとともに、手話に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(医療機関の役割)

第7条 医療機関の開設者は、ろう者との意思疎通支援について配慮するとともに、手話通訳者の同席に対する理解に努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 町は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実にに関すること。

(5) その他町長が必要と認める事項

(学校における手話の普及)

第9条 町は、学校教育における手話への理解及び手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第10条 町は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。